

家庭状況の変更等による必要書類の届出について

恩納村役場 福祉健康課母子保健係

日頃より、本村の保育行政にご理解とご協力を賜りまして、感謝申し上げます。

さて、保育所（園）は、家庭で保育ができないお子さんをお預かりする施設です。集団生活を経験させたいなどの理由だけでは該当しません。保育所（園）入園後も家庭で保育ができない状況が続いていることが必要です。

入園後、令和2度保育所入所申込時点（令和元年11月頃）から保護者の状況に変化が生じた場合、次の必要書類の届出が必要となりますので、ご用意の上、役場福祉課母子保健係に令和2年7月3日（金）までに届け出てください。

万が一、提出及び連絡がなく、そのことが判明した場合、就業等をしていても中途退所となることがありますので、ご理解ご協力のほど宜しくお願いします。

保護者等の状況	必要な提出書類
勤務先が変わった場合 （自営業・農業・漁業・内職等への転職）	「雇用証明書（職場からの証明）」※指定様式 *本人記入は無効です。また日付・記入担当者印のないものも無効です。 「自営業申立書（内職・農業・漁業等）」※指定様式 *添付書類として「開業届」・「営業許可証」・「商工会や組合等による証明」・「確定申告書」等の写しを添付してください。これらの添付書類がない場合は民生委員の証明が必要になります。
妊娠・出産の場合	親子（母子）手帳の写し（分娩予定日が記載されたページと表紙） 「妊娠・出産入所に関する同意書」※指定様式
保護者自身が病気になられた場合	「診断書（保護者用）」※指定様式
親族の看護・介護にあっている場合	「診断書（看護・介護用）」及び「看護（介護）状況申告書」※指定様式 「介護保険被保険者証」等の写し
災害等	「罹災証明書」
求職活動中の場合	「求職活動状況申立書」※指定様式
就学した場合	「在学証明書」及び「時間割表」の写し等
育児休業取得中の場合 *在園児で、継続して保育が必要な場合	「雇用証明書」※指定様式（育児休業期間・職場復帰日の記入がないものは無効）及び「育児休業取得者確認通知書」又は「育児休業基本給付金決定通知書」の写し又は類の証明書
令和2年1月1日時点に恩納村に住所がない場合	「課税証明書」 ※令和2年1月1日時点において住民登録をしていた市町村にて発行

※指定様式については、福祉健康課母子保健係窓口及び恩納村役場公式ホームページにもあります。その他、不明な点がございましたら、福祉課母子保健係までご連絡ください。